

医療保険 看護重要事項説明書

1 訪問看護事業者の概要

名 称	国保国吉病院組合
代表者名	国保国吉病院組合 管理者 太田 洋
所在地・連絡先	住所 千葉県いすみ市荻谷1177番地 電話 0470-86-2311 FAX 0470-86-4877

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	いすみ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	住所 千葉県いすみ市荻谷1177番地 電話 0470-86-2311 FAX 0470-86-6565
事業所番号	1264990032
管理者名	吉原悦子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)			常勤換算後の人数 (人)
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者 (看護師)	1	1		1
看護職員	2以上	2以上		2以上
理学・作業療法士	1以上	1以上		
事務職員	1		1	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者 (看護師)	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	
看護職員 理学・作業療法士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤及び非常勤で勤務	
事務職員	非常勤	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	いすみ市、大多喜町、御宿町
---------	---------------

※上記以外の地域の方はご相談ください。 *半径 16 km圏内地域

(5) 営業日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15/土曜日 8:30～12:30
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

3 サービス内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行なうサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行ないます。

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

医療保険の法定利用料に基づく金額です。

- (1) 利用者は料金表(別紙)に定めた訪問看護に対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を払うものとします。
- (2) 毎月15日から月末までの間に前月分の利用料金を総合受付にてお支払いください。(例)4月分は5月15日以降となります
- (3) 支払い時、保険証・受給者証・介護保険証・介護負担割合証等を確認しますので、持参して下さい。

■会計窓口(総合受付)

月曜日～金曜日 8:30から17:00

土曜日 8:30から12:15

(土曜日の午後・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く)

※交通の便の関係や、窓口時間内の来院が困難な時にはご相談下さい。

(4) 交通費

訪問実施地域	負担額
いすみ市、大多喜町、御宿町 半径 16km 圏内	5 km 未満 440 円 5 km 以上は 1 km 増すごとに 110 円加算 休日及び診療時間外は金額を 5 割増とする

※上記は自動車使用の場合。他の交通機関を使用の場合は実費を頂きます。

交通費は 1 回につき 円です。

(5) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者負担となります。

※在宅にて死亡し死亡処置を行った場合、処置料として別途 20,000 円お支払いいただきます。

(6) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、以下のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者の病状の急変、やむを得ない事情のある場合は、不要です。

利用日の 2 日前まで連絡があった場合	無料
利用日の前日まで連絡があった場合	利用料自己負担の 50%
利用日の前日まで連絡がなかった場合	利用料自己負担の 80%

- ★この料金は、厚生大臣が定める基準によるものであり、厚生大臣が定める基準を変更される場合はそれに準ずるものとする。
- ★「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。
- ★保険適応外に関する料金については国保国吉病院組合により定められた料金により計算されます。
- ★平常の時間帯（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）以外の時間帯でのサービスを行う場合には、利用料金に割増料金が加算されます。准看護師による訪問看護サービスについては、表の利用料金は 90/100 の点数で算定します。

5 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保健。医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

6 緊急時などにおける対応

訪問看護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

7 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 苦情の受付について

(1) 事業者に対する苦情やご相談は以下で承ります。

当事業所利用者相談窓口	窓口責任者 吉原悦子 ご利用時間 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30 電話番号 0470-86-2311
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険相談室	043-254-7428
市町村介護保険班	いすみ市 0470-62-1118
	大多喜町 0470-82-2168
	御宿町 0470-68-6716

9 秘密の保持

事業者が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密をもらすことがないよう、必要な措置を講じます。